

国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センターと函館市の
包括連携協定書

国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センターと函館市は、包括的な連携のもと、学術・教育・文化および地域の振興発展に関する各分野の協力関係を深め、双方の発展と充実に寄与することを目的として、この協定を締結する。

- 1 両者は、次の事項について連携・協力するものとする。
 - (1) 科学技術・教育・文化の振興に関すること
 - (2) 地域の将来を担う人材育成に関すること
 - (3) 産学官の連携による地域産業の振興に関すること
 - (4) 函館国際水産・海洋都市構想の推進に関すること
 - (5) その他両者の協議により定める地域づくりや地域の振興発展に係わる事項
- 2 この協定は双方が署名した日に発効し、3年間に限り有効とする。ただし、双方から異議の申し出がない場合は、3年ごとに自動的に更新される。
- 3 本協定に関わる連携・協力の実施に当たり、具体的な事項およびその他必要な事項については、双方が協議して別に定めるものとする。
- 4 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合および協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定は2通作成され、両者が署名のうえ、各1通を保管する。

平成22年7月13日

国立大学法人北海道大学
北方生物圏フィールド科学センター長

長谷川 周一



函館市長

西尾 正敏

